

# こころ



ひたちなか市立勝田第二中学校 生徒指導だより



令和4年11月4日発行

朝晩の冷え込みが進んで、秋の深まりを感じるようになりました。11月から衣替えとなりました。登校時、すでにウインドブレーカーやマフラーを着用している生徒も見られます。ワイシャツの上に直接ウインドブレーカーを着ないといったルールやマナーの遵守や、マフラーをしっかりと巻くなどの安全性を意識した防寒もできるような指導していきます。7日(月)から11日(金)まで三者面談を実施いたします。1、2年生は、学校生活(学習・部活動)や家庭での様子などについて話し合いたいと思います。特に3年生は、私立高校受験や卒業後の進路に向けての話し合いが中心となります。義務教育最後の年、人生の岐路を迎えています。これまでに身に付けた力を試すときでもあります。生徒自身が、しっかりと自分と向き合い、考え、自己決定していくことが大切になります。ご家庭においても適切なアドバイスをお願いいたします。

## 《 11月の目標 》

- 1 基本的な感染症対策を徹底し、定着させよう。
- 2 生活を振り返り、落ち着いた生活・充実した生活を送ろう。
- 3 自分のため・誰かのために、自分らしさ・自分のよさを発揮しよう。
- 4 各部・各学級のミーティングを生かし、信頼できる仲間づくり・応援されるチームづくりに努めよう。

## 11月のスクールカウンセラーの予定

スクールカウンセラー 川上典子先生の11月の来校日は、**11月9日(水)・11月30日(水)**になります。相談や悩みなど聞いて欲しいことがあれば、担任や学年主任、部活動顧問、生徒指導主事など、話しやすい教師にお伝えください。二者面談だけでなく三者面談などにも対応しています。また、保護者の方のみの相談も可能ですので、遠慮なくご連絡ください。



※二たまご相談室(校内オンライン相談窓口)でも、随時相談を受け付けています。

## いじめ防止対策推進法について

「いじめ」は、社会的に大きな問題の一つです。この「いじめ」に関して、以前までの認識と違っていることをご確認いただき、ご家庭でも改めてご協力のほどをよろしくお願いいたします。

### 「いじめ防止対策推進法」第1章総則第1項 【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係にある他の児童**が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**。

#### 【以前までの認識】

- 「自分より弱者」 ⇒ 人間関係や立場は関係ありません。  
「一方的に」 ⇒ 「けんか」もいじめになります。  
「継続的に」「深刻な」⇒ 一時的なものでも「いじめ」です。

#### 【法律に基づく認識】

このように、これまで「そのぐらいで」と思われていたことも「いじめ」と認知します。昨今の「いじめの認知件数が過去最大」などのニュースは、このことも要因のひとつです。生徒への寄り添いが増える分、ご家庭への連絡も多くなります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。